

第4回役員会 配付資料 #1

令和2(2020)年7月9日

総務部

令和2(2020)年度B地区茅ヶ崎自治会 第4回三役員会議事録

- ・日時： 令和2(2020)年7月5日(日) 9:00 ~ 10:30
- ・場所： B地区集会所
- ・出席者： 日比野会長、菅沼副会長、笹田副会長、坂上副会長、三橋総務部長
宇尾野*、篠田* (集会所のあり方検討委員会事務局)
徳原前会長*
高橋防犯防災部長
鈴置* (総務書記)
* (議題(2)で退席)
- ・配付資料 (議題(1)、(2)の分のみ)
 - #1 「第4回3役員会 令和2年7月5日 Agenda」(総務部長)
 - #2 「今までの議論イメージ」(事務局 宇尾野)
 - #3 「「集会所のあり方検討委員会」とは2020年4月19日」(事務局 篠田)
 - #4 「B茅ヶ崎ボランティア活動に係る今後の検討課題」(宇尾野)

(1)集会所のあり方検討委員会の説明

宇尾野事務局員から「集会所のあり方検討委員会」の活動経緯、現状の成果と課題及び今後の方針案について配付資料#2、#3を用いて説明し、関連事項の質疑等を行った。説明、質疑等を踏まえた議事の要点は以下の通り。

1.活動経緯

- a. H28(2016)年度のB茅ヶ崎・藤沢両自治会の合意(「集会所のあり方検討委員会設置について」(H29年(2017)2月19日))によりH29(2017)年度に発足した。目的は現在の集会所の改築(建て替え)、大規模修繕等の計画立案であり、H29(2017)年度に一定の結論を得る予定であった。初めから改築ありきとはしないで、将来的な集会所の目的、機能から検討するため「あり方検討委員会」とした。
- b. この合意文書以外に本委員会を規程する文書は無い。なお、合意文書によれば委員会は両自治会の当該年度の会長、副会長、集会所担当、会計担当、建築の専門家等で構成し、両自治会員から会長が推薦した事務局員からなる事務局を設置するとともに、これら構成員は各自自治会役員会の承認を得るものとなっている。

2.現状の成果と課題

- a. 当初、「H29(2017)年度に一定の結論」を予定したが、法令、近隣自治会の実績、県及び茅ヶ崎・藤沢両市の助成金、補助金等々の各種の調査に予想外の時間を要し、ようやく今年

度に自治会員にまとまった説明が出来る段階に到った。

b. 具体的には以下の事項が明らかになった。

ア. 集会所の土地は藤沢市開発公社の所有であり、毎年、B藤沢自治会長より藤沢市へ固定資産税減免申請を行っている。建物は無登記である。

イ. 5年前に加賀妻工務店（茅ヶ崎市矢畑）に集会所（現時点で築約40年）の耐震診断を依頼したところ、当時の建築基準（耐震化）に適合しているとのことであった。また2年前に同工務店に集会所の老朽化について問い合わせたところ、10年後に概ね2000万円程度の大規模修繕が必要とされるとのことであった。ここで、修繕に対して交付される茅ヶ崎市の補助金は500万円が上限である。

ウ. 集会所の改築に県、市から交付される助成金、補助金は下記の通りであり、これに自治会結成基金及び集会所建設基金（B茅ヶ崎自治会分約600万円、B藤沢自治会分約400万円）を加えれば3000万円強程度の支出は可能で、改築資金に目処がついたと考える。

- ・神奈川県所管コミュニティ助成金（財源は宝くじ）：市を窓口として申請する。上限は1500万円で茅ヶ崎市は交付実績が3件あり、茅ヶ崎市の担当部門は獲得に自信を持っている。一方、藤沢市は申請自体の実績が無く、また交付されなかったときの次回申請は2、3年後にしか認めないという運用であり、使い勝手が悪い。

- ・茅ヶ崎市補助金：上限1000万円で交付実績もあるが、今年度は予算措置があるものの来年度以降は現時点では不明。

- ・藤沢市補助金：上限は1200万円であるが交付実績無し。

エ. 自治会が集会所の改築のための助成金、補助金を得るには自治会を法人化して地域的な共同活動のための不動産を保有出来る様にする必要がある。具体的には、地方自治法（第260条の2）に従って茅ヶ崎市に「地縁団体」（市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体）として「認可」され、法人格を得る必要がある。これによって自治会は不動産（集会所）を財産として所有（登記）出来る。一方、法人化に付帯するデメリット等には以下のものがあるが、いずれも対処可能と理解している。

- ・二つの自治体に跨がる地縁団体は認められないので集会所の登記はどちらか一方、B茅ヶ崎自治会だけが行うが、B藤沢自治会が不利にならない様に両自治会で「公正証書」を作成してこれを担保する。また、B藤沢自治会にはもともと助成金、補助金の対象となっていない現集会所の解体・撤去費用（約200万円と見込まれる）、本体工事以外の費用（例、外構、エアコン、机等の付帯設備）や登記費用の分担をお願いすることも考えられる。

- ・藤沢市に支払うべき土地の地代と建物の固定資産税が発生するが、前者については藤沢市担当者から口頭で「無期限で無償貸与する」と言われており、後者は現状と同じく減免されると思われる。

- ・将来的に集会所のメンテナンス費用が発生することが考えられる。

- ・自治会規約を法人化に合わせる形に改定する必要がある（資産台帳等の作成、解散時の精算等を記載する等）。
- ・茅ヶ崎市に毎年度の自治会長氏名等を届け出るとともに「総会資料」を提出して予算・決算のチェックを受ける。
- ・茅ヶ崎市に自治会構成員名簿を提出し、市に住民の60%以上が自治会に加入していること、即ち、地縁団体であることを確認いただく。この提出は認可時のみが通例。なお、自治会員は現状の世帯（区画）毎から住民一人一人になるため、自治会規約を改定する。
- ・確定申告も会計士の監査も不要である。

3. 今後の方針案

以上を踏まえ、事務局としては今年度に自治会員への説明を行い、改築、法人化への賛否を問いたいと考えている。具体的には、役員会への説明、回覧、自治会員への説明会を行うとともに、改築・法人化のメリット、デメリットや今後の概略工程等を丁寧に説明する。また、委員会・事務局の構成、活動計画、活動報告（あり方検討委員会の答申（現時点の到達点と課題、今後の方針、問題点等を含む））等を役員会に示すとともに、構成員については所定の承認を得るものとする。

改築への賛成が過半を占めた場合は、改築に向けて法人化、集会所の設計準備等の段階に進むことになる。

(2) B茅ヶ崎ボランティアグループの説明

宇尾野会員から交悠会の中にB茅ヶ崎地区でボランティア活動を行うグループを作りたいとの趣旨で配布資料#4を用いて説明し、関連事項の質疑等を行った。説明、質疑等を踏まえた議事の要点は以下の通り。

- B茅ヶ崎地区住民の高齢化等に伴い、日常の細々したことに困っている住民もいるはずであり、これから更に増えて行くと思われる。これらの住民を無償で助けるのが趣旨である。小出ボランティアセンターは剪定、草刈りが主体であるが、本グループはB茅ヶ崎地区を対象に主に買い物支援、病院送り迎え、電球取り替え等々の便利屋的なものを対象としたい。また、屋内に立ち入る場合は2名体制をとる等、注意・配慮すべき点は十分に考慮する。今のところメンバーは10人程度である。
- グループの名称は活動に相応しいものをこれから選定する。
- ボランティア活動は無報酬（非営利）が必須であるが、茅ヶ崎市の市民活動災害補償制度の適用を受けるためには活動を自治会に認めていただく必要があり、交悠会の中のグループとしたい。

(3)以降は本議事録対象外。

以上